

業務委託等基本契約書

アークベル株式会社（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）と●●（以下「丙」という。）は、甲・乙間の映像機材等の賃貸借および映像機材の搬送・設営・撮影補助等の業務委託につき、以下のとおり、業務委託等基本契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（賃貸借）

- 1 甲は、乙に対し、乙が指定する映像機材等を賃貸し、乙は、これを借り受ける。
- 2 甲から乙に対して賃貸する映像機材等の種別、数量、賃貸借期間、賃料、貸出及び返却の方法は、甲・乙間における個別の合意（以下、「個別契約」という。）によって定める。
- 3 前項の個別契約は、甲・乙間における注文書・請書の取り交わし、メールによる送受信その他の方法により、乙から甲に対する賃貸借の申し入れとこれに対する甲の承諾によって成立するものとする。
- 4 乙は、甲から映像機材等の引き渡しを受けた後速やかに、種別、数量、瑕疵の存否を確認し、種別の相違、数量の不足、瑕疵の存在などがあった場合、直ちにこれを甲に通知する。甲は、乙からの通知を受けた後、個別契約に反する内容が確認された場合、速やかに代替品の提供その他の対応にあたる。
- 5 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、甲から借り受けた映像機材等を第三者に転貸してはならず、また、第三者をして使用収益させてはならない。
- 6 乙が個別契約に定める賃貸借期間が経過するも映像機材等を返却しない場合、乙は、甲に対し、賃貸借期間満了日の翌日から

映像機材等の返却を完了する日まで、賃料相当損害金として、個別契約に定める賃料の倍額を支払わなければならない。

第2条（業務委託）

- 1 乙は、甲に対し、映像機材の搬送・設営・撮影補助等の業務を委託し、甲は、これを受託する。
- 2 乙から甲に対して委託される業務の内容及び業務委託料は、個別契約によって定める。
- 3 前項の個別契約は、甲・乙間における注文書・請書の取り交わし、メールの送受信その他の方法により、乙から甲に対する業務の委託とこれに対する甲の承諾によって成立するものとする。
- 4 甲は、善良なる管理者の注意をもって乙からの委託業務を遂行しなければならない。
- 5 甲は、委託業務の遂行にあたり、乙による協力が必要な場合、乙に対し、これを要請することができる。

第3条（賃料・業務委託料の支払）

- 1 乙は、甲に対し、個別契約に定める賃貸借の最終日又は委託業務の完了日の2か月後の日が属する月の末日限り、個別契約に定める賃料及び業務委託料を支払う。振込手数料は、乙の負担とする。
- 2 乙が前項の支払を怠った場合、乙は、甲に対し、同項の支払期日の翌日から支払済みまで未払い金に対する年14.6%の遅延損害金を支払わなければならない。

第4条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約又は個別契約に基づく取引により知り得た相手方の営業上、技術上の秘密情報は、第三者に漏洩又は開示

し、本契約又は個別契約の履行以外の目的で使用又は第三者に使用させてはならないものとし、本義務に違反したことにより相手方が損害を蒙ったときは、その損害を賠償するものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から事前に書面による承諾を得た場合
- (2) 知得前に、第三者から秘密保持義務を負わずして知得していた場合
- (3) 相手方から知得後に、開示を受けた者の責めに帰すことができない事由によって公知となった場合
- (4) 知得時に既に公知となっている場合

2 前項の規定は、本契約終了後1年間存続するものとする。

第5条（解約）

- 1 甲及び乙は、3か月の予告期間をもって相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合、本契約は、相手方に通知が到達した日から3か月が経過することによって終了する。
- 2 本契約が終了した時点において個別契約に基づく義務が残存する場合、本契約終了にかかわらず、甲及び乙は、個別契約上の義務を履行しなければならない。

第6条（解除）

甲及び乙は、相手方について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。なお、損害賠償の請求は妨げられないものとする。

- (1) 本契約の各条項又は個別契約に違反し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、違反状態が是正されないとき
- (2) 自ら振り出した手形若しくは小切手又は裏書した手形若しくは小切

手が不渡りとなったとき

- (3) 第三者から差押、仮差押、仮処分等の強制執行若しくは競売申立てを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てをし、又はこれらの申立てがなされたとき
- (5) 解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
- (6) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき

第7条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約又は個別契約に違反した場合、相手方に対し、債務不履行によって被った損害の賠償を請求することができる。

第8条（不可抗力による損害）

天災その他これに準じる不可抗力によって、映像機材等の毀損その他の事由が生じ、個別契約に基づく賃貸又は業務の遂行が不能又は遅延となった場合、甲は、その責任を負わない。

第9条（連帯保証）

- 1 丙は、本契約及び個別契約から生じる乙の一切の債務につき、これを連帯して保証する。
- 2 前項による丙の連帯保証債務は、300万円を限度とする。

第10条（反社会的勢力との関係排除）

- 1 甲及び乙は、代表者、従業員又は実質的に経営を支配するものが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力に該当しないこと、並びにこれらを利用・関与していないこと、及び社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲又は乙は、前項に違反する、もしくは違反しうる事実があると判明した場合、直ちに相手方に通知するものとする。
- 3 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合、何らの通知催告をせず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲又は乙は、本条の規定により本契約を解除した場合、相手方に対し、契約解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第 1 1 条（準拠法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

第 1 2 条（紛争解決機関）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 1 3 条（契約期間）

- 1 本契約は、2018年●月●日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからでも契約終了の申し出がない場合、本契約は同内容をもって1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2018年●月●日

(甲) 東京都大田区平和島 6 - 1 - 1
東京流通センター物流ビル B 棟 3 階
アーケベル株式会社
代表取締役 藤井 誉

(乙)

(丙)